

監査公表第7号

平成30年（2018年）10月25日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	武	市	憲	一
同	本	郷	俊	史

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（平成30年10月17日付け札総第1729号）」が提出されましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第1729号

平成30年（2018年）10月17日

札幌市監査委員	藤江	正祥	様
同	窪田	もとむ	様
同	武市	憲一	様
同	本郷	俊史	様

札幌市長 秋元克広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

(別紙)

1 指摘に対する措置（平成30年度監査報告第3号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 平成30年度第1回定期監査（事務監査）関係

監査対象	保健福祉局保険医療部
監査委員の指摘事項	第2 指摘事項/4 その他の事務/(1) 時間外勤務における休憩時間を適正に付与すべきもの 労働基準法では、勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないところ、所要の休憩時間が付与されていないものがみられた。 今後は、関係法令等を順守し、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 8月20日に開催した保険医療部課長会議において指摘内容を説明し、改善策を協議した。 各課では、課内会議等により、所属長を含む全職員に対し、「労働基準法の規定を遵守すること及び時間外勤務の命令及び現認を行う際には、それらが適正に行われているか遺漏なく確認すること」を周知徹底し、適正な事務執行に努めている。	

監査対象	保健福祉局衛生研究所
監査委員の指摘事項	第2 指摘事項/2 支出事務/(8) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの 産業廃棄物処理を委託契約する際は、産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可証の写しを契約書に添付する必要があるが、添付せずに契約を締結している事例がみられた。 産業廃棄物の処理については、法令等により、その事務処理方法が厳格に規定されていることから、今後は関係法令等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 産業廃棄物処理の委託については、事務処理方法が法令等により厳格に規定されていることを十分理解し、許可証写しの添付漏れがないよう、改めて関係法令の順守を役職者会議等で周知徹底した。 今後、契約の際には、最新の法令及び環境局作成の産業廃棄物ガイドを確認するとともに、決裁者においても厳正な確認及び指導を行うことにより、適正な事務処理に努めることとした。	

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(3) 見積参加予定者の見積権限の確認等を適正に行うべきもの</p> <p>所管車両の車検整備等の調達に係る指名見積合せは、見積参加者が一堂に会し、見積書を持参提出する方法により行っていたが、見積合せ開始前に行うこととされている見積参加予定者の見積権限の確認を行わず見積合せを執行しているものがみられた。</p> <p>代理人が参加する場合は、委任状の提出を求めその権限を確認する必要があることから、今後は、関係規程に則り、見積参加予定者の見積権限の確認を行うとともに、書面徴取が必要な場合はこれを徹底し、適正な見積合せの執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>平成30年6月以降からは、車両整備の指名見積合せを執行する際に、事前出席表を作成のうえ、出席者全員の身分を確認し、代理人である場合は確実に委任状を徴することとした。</p> <p>また、環境事業部長から部内各課長に対し、通知文を発出し、指名見積合せを執行する際は、見積権限の確認を確実にを行い、代理人が参加する場合は必ず委任状を徴するよう周知を図った。</p>	

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(6) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>役務契約に関する事務処理において、業務着手届や業務日程表、経歴書、各種資格・登録を証する書類など、仕様書等で受託者に提出を求めている必要書類を受理していないものがみられた。</p> <p>今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回指摘を受けた業務について、それぞれ業者から不足書類の提出を求め受理した。</p> <p>また、環境事業部長から部内各課長に対し、通知文を発出し、①今後は、業務担当者及び決裁権者が業務着手時や完了検査前等に提出を受けていない書類がないか確実に確認すること、②いくつかの業務の仕様書において、提出書類に関する記載が複数箇所に表示していることや、条件等を満たす事実が確認できる書類を提出するよう明確に記載していないことから、提出が必要な書類を一覧で確認できず、書類の漏れが発生しやすい状態のものがあつたため、提出書類について明確に記載する等、仕様書の記載内容</p>	

を工夫することについて指示した。

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(8) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物処理を委託する際の契約書には、法令等により、所定の事項を記載し、かつ、受託者が当該廃棄物の処理を行えることを証する書面を添付することが定められているが、取り交わした契約書に必要事項が記載されていないものや、許可証の写しが添付されていないものがみられた。</p> <p>環境事業部は、産業廃棄物処理に関して、庁内各局区を含めた排出事業者に対し、関係法令等の順守を求め指導すべき立場にあることから、こうした事務処理に当たっては、より一層の正確性が求められるものである。</p> <p>今後は、関係法令等を順守するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>環境事業部長から部内各課長に対し、通知文を発出し、①業務委託を行う際は、産業廃棄物の処理を含む業務であるかの確認を徹底することとし、該当する業務については、契約書への必要事項の記載、許可証の写しの添付を確実にすること、②札幌市公式ホームページ等を確認のうえ、産業廃棄物委託基準や所定の契約書様式について確認することについて指示した。</p> <p>また、業務課では本件に係る顛末書を課内供覧した上で、課内職員に対し、再発防止に向け、産業廃棄物委託基準の遵守及び札幌市公式ホームページ掲載の「処理委託モデル契約書」の活用を周知し、産業廃棄物に係る契約を締結する際は担当者間でダブルチェックを行うこととした。</p> <p>さらに、環境局は産業廃棄物処理に関して全市的に指導する立場にあることを踏まえ、各職員がより高い意識を持って適正な事務処理に努めるべく、今後、局研修で産業廃棄物処理の委託に関する事務処理について講義を実施する等の体制作りについて検討することとする。</p>	

監査対象	豊平区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 収入事務/(1) 道路占用料に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>工事用施設等に係る道路占用料の算定において、占用料の算定基礎となる占用面積や占用期間の算出誤りにより、占用料を過少に徴収しているものがみられた。</p> <p>今後は、道路占用料に関する事務処理について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

当該過少徴収に対し、追徴の処理を行った。また、再発防止に向け、係内で関係規定内容の再周知を図るとともに職員相互のチェック体制を強化した。

監査対象	清田区土木部
監査委員の指摘事項	第1 重点項目に係る指摘事項/1 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの 公有財産を所管する部長は、その財産について公有財産台帳を備えなければならないが、敷地内に設置している防災資機材庫として使用している物置について、同台帳に登録されていないものがみられた。 公有財産の登録事務は、財産管理上の基本となる重要なものであることから、今後は、関係規程を順守し、適正な事務の執行に努められたい。

《指摘に対する措置》

直ちに公有財産台帳に登録した。  
また、今後は同様の誤りを起こさないよう、課内会議等を通じて、関係職員に周知を徹底した。

監査対象	清田区土木部
監査委員の指摘事項	第2 指摘事項/3 財産管理事務/(1) 道路損傷被害に関する事務処理を適正に行うべきもの 札幌市の管理する道路が、損傷行為による被害を受けた場合は、「道路損傷事故処理要領」により、原則として原因者から損傷行為に係る確認書を徴取することとされているが、これを徴取していない事例が多数みられた。 この確認書は、原因者が市の施行命令に従い、自己負担により復旧工事を施行することについて書面による誓約を求め、その意思を確認するもので、その後の証拠となる重要な文書であることから、今後は、関係規程を順守し、適正な事務の執行に努められたい。

《指摘に対する措置》

指摘を受けた以降、「道路損傷確認書」が徴取できていない場合には口頭などによる督促を徹底し、必ず徴取することとした。  
また、被害処理完結報告書には「道路損傷確認書」を添付し、適正に事務処理されていることを確認したうえで、事故処理を完結することとしている。  
上記の取り扱いについて、課内会議等を通じて、関係職員に周知を徹底した。

監査対象	南区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目に係る指摘事項/1 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>所管している公有財産の貸付あるいは使用許可に当たり、以下の事例がみられた。</p> <p>(1) 使用許可期間の更新を受けようとする者は、使用許可期間満了の日の60日前までに、使用許可申請書を市長に提出しなければならないとされているが、これを期限までに提出させていないものがみられた。</p> <p>(2) 使用許可申請書に申請者の押印がないまま、これを受理しているものがみられた。</p> <p>(3) 貸付申請あるいは使用許可申請の際に、所定の誓約書を提出させていなかった。</p> <p>(4) 貸付契約書の約款あるいは使用許可書の許可条件に、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」に規定された内容が反映されていなかった。</p> <p>今後は、関係規程等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

<p>《指摘に対する措置》</p> <p>(1) について</p> <p>係内で関係規程類の周知徹底を図るとともに、今回の指摘のあった当該団体には、使用許可の更新を受けようとする場合、期間満了の60日前までに申請を行うよう指導し、適正な事務処理に努めている。</p> <p>(2) について</p> <p>現在は、申請書類を十分に審査するとともに、複数職員によるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めている。</p> <p>(3)・(4)について</p> <p>係内で関係規程類の改正及び通知等の周知徹底を図り、再発防止に取組み、適正な事務処理に努めている。</p>	
---	--

監査対象	西区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 収入事務/(2) 道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>工事用施設等に係る道路占用許可に関する事務に際し、以下のような不適正な事務処理がみられた。</p> <p>ア 占用料の算定基礎となる占用面積の算出誤りにより、占用料を過大に徴収しているもの</p> <p>イ 道路占用許可申請書の占用期間の始期が未記入のものを受理し、占用許可及び占用料の徴収の手続を行っているもの</p>

	<p>今後は、道路占用許可に関する一連の事務処理について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>ア・イ共通</p> <p>平成30年4月13日に実施された実地監査講評を受け、平成30年4月24日に係会議を開催し、道路占用許認可事務の重要性について学び直し、申請書を受領する場合の注意点について、改めて確認を行った。</p> <p>具体的には、面積の算出についての統一事項の確認、占用期間の設定基準についての確認、申請日等の日付の記入の確認、さらには窓口での内容確認を徹底し、不備があった場合はその場で訂正してもらい受理することを確認し、既に実行している。</p> <p>また、担当者相互のチェックに加え、係長・課長のチェックも強化し実行している。</p> <p>なお、過大請求により占用料について還付の必要があるものについては、現在事務を進めているところである。</p>	

監査対象	西区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(5) 物品購入等及び役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>物品購入等及び役務契約に関する事務処理において、以下の事例のような関係規程の理解不足やチェック体制の不備等に起因すると考えられる誤りがみられた。</p> <p>ア 見積書・納品書等の日付は、提出業者が記載すべきところ、本市担当者がこれを記載しているもの</p> <p>イ 役務の委託において、取り交わした契約書の約款に、「札幌市物品・役務契約等事務様式基準」で定める基準様式に規定された談合行為に対する措置や暴力団の排除等に係る記載がないもの</p> <p>今後は、関係規程に留意するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>アについて</p> <p>日付が空欄の見積書等を郵送にて受領した際は、提出業者に対して日付を記入するよう引き続き指導するとともに、関係通知に則り受付印を押印して処理をすることを徹底することとした。</p> <p>また、係会議において関係職員に対し関係通知等の順守の周知・徹底を行った。</p> <p>イについて</p> <p>契約事務を行うにあたって、過去の様式をそのまま使用して書類を作成するのではなく、その都度契約管理課のイントラサイト等で基準様式を確</p>	



認したうえで、書類を作成するよう係会議において関係職員に対し周知・徹底した。

また、契約締結時には複数の職員で確認するなどチェック体制の強化を図ることとした。

なお、今回指摘を受けた契約約款については、平成 28 年度以前に契約を行ったものについてであり、平成 29 年度執行分以降の契約事務においては、新しい契約約款を使用することにより既に改善をしている。

監査対象	交通局事業管理部
監査委員の指摘事項	<p>第 2 指摘事項/2 支出事務/(1) 役務と印刷物の製造が混在した契約を行ったもの</p> <p>印刷物の作成に当たり、役務契約（内容の企画・編集）の中に、印刷物の製造を含めて業務委託契約を締結していた。</p> <p>このような役務と印刷物の製造が混在することは履行可能な事業者を著しく狭め、競争性を阻害することとなるため、履行可能な事業者を確保できるよう、「札幌市交通局印刷物発注ガイドライン」に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《 指摘に対する措置 》</p> <p>今後は当該業務所管課において適正な事務手続きを行うとともに、局内にも「印刷物発注ガイドライン」に基づく適正な事務の執行について通知をすることにより、周知徹底を図った。</p>	

監査対象	交通局事業管理部
監査委員の指摘事項	<p>第 2 指摘事項/2 支出事務/(2) 契約事務における指名通知を適正に行うべきもの</p> <p>指名競争入札及び指名見積合せでは、指名通知書により被指名者に入札の日時等を通知しているが、この通知書を発送する事務において、以下のとおり不適正な事例が多数みられたことから、関係規程等を順守のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>ア 指名通知書に交通事業管理者印を押印していないもの</p> <p>イ 指名通知書の発sender欄に交通事業管理者の記載がないもの</p> <p>ウ 指名通知書（案）に契印が押印されておらず、指名通知書を発送した証跡として不十分なもの</p> <p>エ 指名通知書（案）に発送日の記入がなく、被指名者が見積りに必要な期間を確保しているのか不明なもの</p>

≪指摘に対する措置≫

課内において、適正な事務処理方法について再確認を行った。  
なお、指名通知書には、管理者印及び契印を押印するように既に改めた。  
また、発送者欄に管理者の記載をすること及び発送日の記入をすることについても、必ず行うように徹底を図っている。

監査対象	交通局事業管理部
監査委員の指摘事項	第2 指摘事項/2 支出事務/(4) 指名見積合せの執行を適正に行うべきもの 「札幌市交通局契約規程」第9条第6項及び「札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領」第24条第5項の規定に基づき、指名見積合せの執行においては、当該指名見積合せに係る事務に関係のない職員を立ち合わせることでとされているが、当該立会いが行われていなかったことから、規程等を順守のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

≪指摘に対する措置≫

課内において事務処理方法を再確認し、指名見積合せの執行の際には、職員を立ち合わせるよう改めた。

監査対象	交通局事業管理部
監査委員の指摘事項	第2 指摘事項/2 支出事務/(9) 時間外勤務手当等の支給事務を適正に行うべきもの 時間外勤務手当等の支給において、以下のとおり、誤りが散見されたことから、適正な事務の執行に努められたい。 ア 時間外勤務手当を支給すべきところ、誤って休日勤務手当を支給していたもの イ 時間外勤務手当が支給されるべき時間の集計を誤ったもの ウ 適用すべき1時間あたりの単価区分を誤ったもの

≪指摘に対する措置≫

指摘のあった時間外勤務手当等の誤りにより発生した誤支給について、正しい金額との差額の追給戻入処理を行った。  
また、今後同様の誤りがないよう、実際の事例を解説した内容の通知を発出し、全職員に周知徹底した。

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	第2 指摘事項/2 支出事務/(10) 出張旅費の金額算定等を適正に行うべきもの 出張旅費の算定等に当たり、以下のとおり、確認の不足によると思われる誤りなどがみられた。今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執

	<p>行に努められたい。</p> <p>ア 違算により、宿泊料を過少に支給していたもの</p> <p>イ 条例の運用を誤り、鉄道賃を過大に支給していたもの</p> <p>ウ 概算支給された宿泊料の一部について、支給不要であったにもかかわらず、適正な精算をしていなかったもの</p> <p>エ 旅程やそれに伴う航空賃について、妥当性を十分に確認しないまま支給手続がなされているもの</p>
--	---

<p>《指摘に対する措置》</p> <p>ア 過少に支給された旅費については追給措置することとした。今後は、このような誤りが無いよう十分に注意し、確認を徹底するよう周知した。</p> <p>イ 過大に支給された鉄道賃については、戻入処理を行った。今後は、条例・施行規則・運用方針をよく理解し、経路旅費の算出に十分注意を払い、算出方法等の確認を徹底するよう周知した。</p> <p>ウ 宿泊料の過支給分については戻入処理を行った。今後は、旅程上必要となる経費について十分に確認するよう周知した。</p> <p>エ 今後は、疑義が生じないよう、支出命令時には、旅程やそれに伴う航空賃の妥当性を十分に確認するよう周知徹底を図った。</p>	
--	--

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/4 その他の事務/(1) 時間外勤務における休憩時間を適正に付与すべきもの</p> <p>労働基準法では、勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないところ、所要の休憩時間が付与されていないものがみられた。</p> <p>今後は、関係法令等を順守し、適正な事務の執行に努められたい。</p>

<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今後は勤務時間に見合った適正な休憩時間を取得することを、職員に十分に理解させるとともに、管理監督者が職員の勤務時間の把握を十分に行うよう周知徹底を図った。</p>	
--	--

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(7) 委託契約に当たり、指名競争入札等の参加者を選考する際に、履行能力を十分確認しなかったもの</p> <p>産業廃棄物の収集、運搬及び処分の委託に当たって、指名競争入札又は指名見積合せの参加者を選考する際に、被指名者が該当産業廃棄物の処分を実施するために必要な許可を得ていることを確認していなかったものがみられた。</p>

	<p>このため、締結した契約の中には、一部の産業廃棄物の処分にかかる許可を得ていない者が受託者となったことにより、受託者が指定した別の事業者と、入札等の所定の手続によらずに別途契約を締結し、処分を行わせていたものがあった。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分は、一部を除き再委託が禁止されていることから、契約相手の選定に当たっては、履行能力を十分確認するとともに、業務のすべてを履行できる事業者が少数である場合、履行可能な事業者を確保できるよう仕様を見直すなど、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p>	<p>指摘後に行われた同種の委託業務の指名見積合せでは、当該業務の品目に係る産業廃棄物の「収集運搬」及び「処分」について本市又は北海道からの許可を得ていることを被指名者の選定条件とするとともに、落札者の履行能力を確認した上で契約を締結するなど必要な改善措置を講じたところ。</p> <p>今後もこうした改善措置を継続していくとともに、履行可能な事業者を確保できるよう仕様書を必要に応じて見直すなど適正な事務執行に努める。</p>

## (2) 平成30年度第1回定期監査（工事監査）関係

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 工事監理/(1) 措置必要事項報告書を適時に提出すべきもの</p> <p>工事の施行に当たり設計変更の必要があると認められる場合には、工事主任は「札幌市工事施行規程」に基づき、直ちにその事実を記載した措置必要事項報告書により上司に報告し、今後の措置について指示を受けなければならないが、この報告書が適時に提出されないまま、変更工事が行われている事例がみられた。</p> <p>設計図書と実地とを調査し、疑義が生じたときや工法等を変更する必要があると認められるときなどは、直ちに措置必要事項報告書(*)により上司へ報告し、その措置について指示を受け、適正な工事監理に努められたい。</p> <p>(*) 措置必要事項報告書：工事の途中で何らかの変更が必要になった場合に、その内容を報告する書類。変更工事は、原則として設計変更の手続を終えた後でなければ着手することができないが、その内容が軽易なもの等については、当該書類において指示を受けることにより事前</p>

	着手が可能となる。
<p>≪指摘に対する措置≫</p> <p>「札幌市工事施行規定」「工事等設計変更の取扱い」及び「請負工事設計変更等ガイドライン」に基づき、設計変更に関わる報告及び手続について改めて確認を行うとともに、チェックリストを活用し適正に処理するよう、課内の職場研修や係会議等を通じて周知徹底を図った。</p>	

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 工事監理/(2) 道路維持除雪業務の写真の写真を適切に確認する取組みを講ずるべきもの</p> <p>「札幌市道路維持除雪業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）では、受託者は施工管理基準に基づき写真を撮影し、適切な管理のもと保管し検査時に提出しなければならないと定めている。</p> <p>しかし、監査した道路維持除雪業において過年度業務に提出された写真が多数みられた。</p> <p>現在の「委託仕様書」では、写真データの提出が義務づけられていないため、検査時に提出された写真が過年度のものなのか判別しにくいこと等が要因と考えられる。</p> <p>今後、このようなことがないように成果品として提出された写真の検査、提出方法等について関係部局と調整して再発防止に向けた取組みを講じ、受託者から提出された写真が適切なものなのか確認し、受託者の指導に努められたい。</p>

<p>≪指摘に対する措置≫</p> <p>道路維持除雪業務の写真に係る検査等については、課内の職場研修や係会議等を開催し再発防止を図り、複数の職員によりチェックを行う等の措置を講ずることとした。</p> <p>また、委託仕様書については、関係部局である建設局雪対策室と協議を行い、写真データの提出を義務づけるべく委託仕様書の記載内容を変更することとし、これに基づき受託業者に対し指導するものとした。</p>	
---	--

監査対象	東区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目「工事の品質管理」に係る指摘事項/プルーフローリングの実施が確認できる書類を作成すべきもの</p> <p>札幌市土木工事共通仕様書(*)の品質管理基準では、下層路盤等の施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いて締固め完了後の路盤等を走行し、不良箇所がないか確認するプルーフローリングの実施が必須と定められている。</p> <p>しかし、監査した土木工事においてプルーフローリングの実施が書類で確認できない事例がみられた。</p>

	<p>発注者は、仕様書に示された試験が行われたのか証明するために実施した試験結果を書類で残すように受注者を指導し、工事における品質確保が適正に行われるように努められたい。</p> <p>(*) 共通仕様書：工事を施工する上で必要な技術的要求及び工事内容を説明したもののうち定型的な内容を定めたもの</p>
<p><b>≪指摘に対する措置≫</b></p> <p>工事の施工にあたっては、現場着手前に、元請業者、下請業者、土木部担当職員が集まって、施工の安全について話し合う、安全管理現場委員会を開くことになっている。</p> <p>今回の定期監査において、監査事務局から事前の問い合わせがあった時点から、全ての工事の当該委員会を通じて、共通仕様書で指定されている項目の再確認と、プルーフローリング実施時の状況写真の撮影の徹底を指示することとした。</p> <p>また、当部の担当者が工事現場に赴いた際にも、プルーフローリング実施状況の撮影漏れがないよう、元請業者に繰り返し周知徹底を図っている。</p>	

## 2 意見への対応(平成30年度監査報告第3号に掲載された意見に係るもの)

監査対象	交通局事業管理部
監査委員の意見	<p>第3 意見/1 広告枠の目的外使用許可における広告取扱手数料について</p> <p>貴局では、保有している行政財産に広告代理店を通じて広告を掲出させ、広告料金収入を得ている。広告料金の徴収方法は、貴局で広告枠を設置し、広告主から広告料金を徴収する方法(以下「オープン枠」という。)のほかに、代理店が行政財産の目的外使用許可を得たうえで広告枠を作製設置し、代理店から目的外使用料を徴収する方法(以下「特枠」という。)がある。</p> <p>オープン枠は貴局が受け取る広告料金収入に応じた広告取扱手数料を代理店に支払っているが、特枠については、目的外使用許可を与え、目的外使用料を徴収したうえで、目的外使用料を広告料金とみなして広告取扱手数料を代理店に支払っている。</p> <p>特枠は広告料金を代理店の収入にさせているため、地方自治法第238条の4第7項の行政財産の目的外使用許可の性質、地方公営企業法第3条の地方公営企業の経済性の発揮の観点に鑑み、今後もオープン枠と同様に広告取扱手数料を支払うべきか、検討するよう要望する。</p>
<p>《意見に対する措置》</p> <p>行政財産の性質等を鑑み、当局においても広告取扱手数料の取扱を見直すべきと考え、平成30年7月6日に特枠を所持している交通局指定広告代理店10社を集め、行政財産目的外使用許可の概要、性質及び広告取扱手数料の見直しについて説明を行った。</p> <p>会議では、代理店によって特枠の性質や取扱額が異なることから、今後は各代理店と個別に協議を行っていくこととなった。</p> <p>代理店との協議において、広告取扱手数料の見直しに伴い整理すべき課題が多く、広告主とも協議が必要であることから一定の時間を要するとの意見も出されているが、今後も代理店とは手数料の見直しに向けて、協議を継続していく。</p>	